平成２３年（フ）第３７１号
沖縄県那覇市繁多川４丁目14番25号
破産者　安里　三男
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８４号
青森市八重田１丁目４番15号
破産者　鹿内ゆり子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地　県営宮野目アパート５号棟513号、開始決定時の住所岩手県花巻市東和町土沢１区161番地１
破産者　續木　慶則
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第４３５号
仙台市太白区佐保山５番１号
破産者　鎌田　保之
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８６３号
仙台市若林区沖野６丁目24番28号　グリーンパル102
破産者　橋本　愛子（旧姓荒）
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６３号
新潟市江南区天野１丁目22番５号
破産者　大縫　智昭
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７０号
新潟市東区有楽１丁目13番地２、前住所新潟市東区有楽３丁目13番地27
破産者　山本　忠義
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８４号
金沢市本町１丁目９番６号
破産者　山田　純子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４００号
金沢市田上本町40街区１番地　ウィルモア朝霧台Ａ201号、従前の住所金沢市太陽が丘３丁目373番地
破産者　小野塚妙子（旧姓茶谷）
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１６６号
山梨県北杜市長坂町長坂上条2575番地１―108
破産者　小松　貞子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
山梨県北杜市須玉町大蔵1221番地
破産者　堤　　卓雄
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
長野県岡谷市神明町４丁目３番10―301号　パークハイツ神明301
破産者　浜　　恵子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３１６号
大津市瀬田５丁目１番10号　リヴィエール瀬田103、前住所福岡市中央区舞鶴３丁目６番23号
破産者　廣岡　英孝
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１００８号
広島市東区戸坂中町６番12―103号
破産者　大宮　正美
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２５号
熊本市新土河原１丁目７番５号
破産者　松井　桂子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５５７号
埼玉県加須市花崎１丁目14番地２　Ｂ棟
破産者　鈴木　武夫
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
埼玉県川越市今成２丁目３番地19
破産者　渡部　準三
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３６号
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目７番20号　テラスハウス若葉Ａ―１、前住所東京都小金井市本町３丁目14番４号　小金井ハイツ102
破産者　久末　将義
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部